

審 査 基 準

令和 6 年11月26日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
<p>審 査 基 準：</p> <p>（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）</p>
<p>標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）</p>
<p>申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の交通窓口（秋田市内での手続きは運転免許センター）</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第一係 （電話 018-863-1111 内線 735-332）</p>
備 考：